

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令		法令番号	昭和36年政令第11号					
手続名	医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付		根拠条項	第45条第1項					
審査基準	<p>許可証の記載事項に変更を生じた医薬品の販売業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者から許可証の書換え交付の申請があったときは、許可証を書き換えて交付する。</p> <p>なお、書換え交付申請ができる内容は、次の事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名（法人にあつては、名称） ② 店舗又は営業所の名称 ③ 店舗又は営業所の所在地 								
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	10日	目次
							標準経由期間	日	No.